

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3月29日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第15号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第7条第1項第1号中「地方自治法施行令」の次に「（昭和22年政令第16号）」を加える。

第9条中「市民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第16条の2第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別の事情がある場合において、条例第63条第1項又は条例第63条の2第1項に規定する納期以外の納期を定めたときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによるものとする。

別記様式第45号（その1）中

「 ◎窓口に来られた個人の住所・氏名等を記入し、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類をご提示ください。」を

「 ◎窓口に来られた個人の住所・氏名等を記入し、マイナンバーカード・運転免許証等の本人確認書類をご提示ください。」に、

「11 市・県民税課税(所得)証明書 件」を

「11 市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書 件」に、

「市・県民税 年度 件」を「市・県民税・森林環境税 年度 件」に改める。

別記様式第45号（その2）（表）及び別記様式第45号（その3）（表）中「運転免許証・健康保険証等」を「マイナンバーカード・運転免許証等」に改める。

別記様式第45号（その4）（表）中

「 ◎窓口に来られた個人の住所・氏名等を記入し、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類をご提示ください。」を

「 ◎窓口に来られた個人の住所・氏名等を記入し、マイナンバーカード・運転免許証等の本人確認書類をご提示ください。」に、

「11 市・県民税課税(所得)証明書 件」を

「11 市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書 件」に、

「市・県民税 年度 件」を「市・県民税・森林環境税 年度 件」に改める。

別記様式第45号(その5)中「市・県民税課税(所得)証明書交付申請書」を「市・  
県民税・森林環境税課税(所得)証明書交付申請書」に、「運転免許証・健康保険証等」  
を「マイナンバーカード・運転免許証等」に、

「 1 運転免許証等  
2 健康保険証等 」を 「 1 マイナンバーカード等  
2 年金手帳等 」に改める。

別記様式第72号のうち(1)の様式中

「 下記の各納期ごとの納  
付額をそれぞれの納期  
限までに納めてくださ  
い。 」を削り、

「 

|          |
|----------|
| 期 別      |
| 期別納付額(円) |

 」を 「 

|        |
|--------|
| 期 別    |
| 納付額(円) |

 」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の新潟市市税条例施行規則の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。